

資料3

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
施行日	H30.3.6	×	×	×	×	×	×	H31.4.1	×	H28.4.1
条例名	札幌市手話言語条例							新潟市手話言語条例		浜松市手話言語の推進に関する条例
議員提案	×							市民厚生常任委員会提案		×
都道府県（施行日）	H30.4.1	R3.4.1	H28.4.1	H28.6.28	H27.4.1		H29.12.26		H30.3.28	
市ノーマライゼーション条例の設置状況（施行日）	×	H28.4.1	H23.4.1	×	×	H28.4.11	×	H28.4.1	×	×

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
施行日	×	H28.4.1	H28.1.18	H29.4.1	H27.4.1	H30.4.1	×	×	×	R2.4.1
条例名		京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	大阪市こころを結ぶ手話言語条例	堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	神戸市みんなの手話言語条例	岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例				熊本市手話言語条例
議員提案		議員提案	議員提案	×	議員提案	×				×
都道府県（施行日）	H28.10.18	H30.3.12	H29.3.29		×	R4.4.1	×	R5.4.1		R4.4.1
市ノーマライゼーション条例の設置状況（施行日）	H31.4.1	×	×	×	×	×	R2.10.1	H29.12.20	H31.1.1	×

札幌市手話言語条例をここに公布する。

平成30年3月6日

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市条例第3号

#### 札幌市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語である。

我が国の手話は、ろう者の間で大切に受け継がれてきたが、長年の間、手話が言語として社会的に認識されることはなく、手話を使用する者は、様々な不安を感じながら生活してきたところである。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であることに対する理解は十分なものではない。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識を普及するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、また、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者がその他の者と等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するための施策を行うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第3条の市の施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市手話言語条例（平成31年3月27日条例第29号）

最終改正:

改正内容:平成31年3月27日条例第29号

○新潟市手話言語条例

平成31年3月27日条例第29号

新潟市手話言語条例

ろう者は、手指や身体の動きを使って、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有する手話によって物事を理解し、考え、知識を蓄積し、コミュニケーションを図ってきました。この手話は、ろう者の間で、お互いの気持ちを理解し合い、仲間の輪を広げるとともに、社会参加に欠かせない言語として大切に受け継がれています。

しかし、ろう教育における口話法の導入により手話の使用が制約されたため、ろう者の尊厳が深く傷つけられた時代もありました。また、ろう者や手話に対する理解が乏しく、ろう者は、必要な情報を得ることや、コミュニケーションを図ることも困難で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

また、中途失聴者、難聴者などにおいては、日本語の文法や語順に対応した手話も用いられています。

こうした中、平成18年に国際連合総会において障害者の権利に関する条約が採択され、我が国においても、平成23年に手話が言語に含まれることを障害者基本法（昭和45年法律第84号）において明らかにし、平成26年には同条約を批准しました。

本市は、障がいのある人もない人も、全ての市民が、障がいの有無に関わらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、その第一歩として平成27年10月に新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成27年新潟市条例第49号）を制定し取り組んできましたが、いまだ手話への理解及び手話の普及への取組は十分とはいえません。

そこで、この取組を更に進め、手話を日常的に使用できる環境を整えるため、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、総合的かつ計画的な施策を推進し、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を構築し、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識の下、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければなりません。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため、手話その他の意思疎通手段によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければなりません。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に努めるとともに、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な施策を推進するものとします。

2 市は、市職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めなければなりません。

3 市は、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために、事業者が行う取組に対し、必要な支援を講ずるよう努めなければなりません。

（市民等の役割）

第4条 市民及び事業者は、手話への理解を深めるとともに、次条に定める市の施策に協力し、全ての市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

2 事業者は、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境の整備に努めるものとします。

3 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人及びその関係団体は、次条に定める市の施策に協力するよう努めるものとします。

（施策の推進）

第5条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するものとします。

（1）手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。

（2）手話による情報の発信及び取得に関すること。

（3）手話による意思疎通の支援に関すること。

（4）手話を学ぶ機会の確保に関すること。

（5）手話通訳に携わる者（以下「手話通訳者」といいます。）その他の手話による会話ができる人の確保及びその活動環境等の充実に関すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること。

（学校における取組）

第6条 市は、手話への理解及び手話の普及を図るために、学校教育において手話の普及啓発に努めるものとします。

2 市は、学校教育において、児童若しくは生徒又は保護者等が、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人である場合、手話を使用しやすいよう、また、その児童又は生徒が手話を学びやすい環境となるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対して手話を学ぶ機会を提供するよう努めなければなりません。

(医療機関における取組)

第7条 医療機関は、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとします。

2 市は、医療機関がろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人にとって手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳者を派遣する制度の周知その他必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(緊急時及び災害時の対応)

第8条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者などに対し、情報の取得及び意思疎通に必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(その他意思疎通支援の推進)

第9条 市は、ろう者をはじめ、中途失聴者及び難聴者の特性や状況に応じて、手話以外に、要約筆記、情報通信技術その他の意思疎通手段を活用し、円滑な意思疎通の支援のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

(関係者との協議の場)

第11条 市は、本条例に基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければなりません。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関及び公営企業管理者が別に定めます。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

---

○浜松市手話言語の推進に関する条例

平成 28 年 3 月 24 日

浜松市条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第 3 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市民等の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話通訳者の育成その他の市の施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び実施)

第 6 条 市は、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画において、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話を使用しやすい環境の整備その他の施策について定め、これを実施するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大 作

## 京都市条例第71号

### 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、

これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)

大阪市こころを結ぶ手話言語条例を公布する。

平成 28 年 1 月 18 日

大阪市長 吉 村 洋 文

## 大阪市条例第 2 号

### 大阪市こころを結ぶ手話言語条例

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っている。

平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。

手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大阪市は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第 2 条** 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(本市の責務)

**第 3 条** 本市は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話を使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 本市は、手話に関する施策を内部組織が連携して推進するための体制を整備するものとする。

(市民の役割)

**第 4 条** 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第5条** 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

**第6条** 本市は手話に関する施策を推進するための方針（以下、「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話を必要とする人への相談支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

3 施策の推進方針は、本市が定める障がい者のための施策に関する基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(協議の場)

**第7条** 施策の推進方針を策定若しくは変更する場合、又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合、市長は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置しなければならない。

(手話を使用できる職員の増員)

**第8条** 本市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めるものとする。

(公共施設等に対する啓発)

**第9条** 本市は、病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努めるものとする。

(学校における理解の促進)

**第10条** 本市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第11条** 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段 の利用を促進する条例

言語は、人々が交流して情報を伝達し、お互いの気持ちを理解し合い、豊かなコミュニケーションを図るための手段であり、コミュニケーションは、人々が生きていくために欠かすことのできないものである。

手話は、音声ではなく身振りを起点とするろう者の言語であり、ろう者は、身振りで表現してコミュニケーションを図り、手話として発展させてきた。しかし、過去に、ろう学校において手話の使用が事実上禁止されるなど、手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が十分に整備されてこなかったという歴史がある。

平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に我が国も批准した障害者の権利に関する条約において、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であると定められ、音声言語だけでなく手話についても言語であると国際的に認められた。また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られなければならないとされるとともに、手話が言語であると位置付けられている。

手話、音訳、要約筆記、点字、触手話、指点字、平易な表現等は、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で欠かすことのできない情報の取得及びコミュニケーションのための手段である。しかし、これまで障害者にとって障害の特性に応じた適切な情報の取得及びコミュニケーションのための手段を選択できる環境は十分に整えられておらず、障害者は、不便又は不安を感じながら生活してきた。

このような状況に鑑み、全ての障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得することができ、十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備することが必要である。

ここに、堺市は、手話への理解を促進し、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約及び障害者基本法に基づき、手話への理解の促進、手話の普及並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害者にとって個人の障害の

特性に応じて情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害又は社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定するものをいう。）により継続的に、又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- (4) コミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (5) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他のコミュニケーション手段を利用して障害者を支援しながら、障害者と障害者以外の者をつなぐ者をいう。
- (6) 合理的配慮 障害者が障害者以外の者と同等の権利を行使することを確保するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、実施に伴う負担が過度でないものをいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、かつ、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識を持って行われなければならない。

2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、それが障害者にとって日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの市民の理解の下、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害者におけるコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、コミュニケーション支援者と連携して障害者が必要なコミュニケーション手段を利用できるよう、障害者に対し合理的配慮を行うとともに、第4条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者等への対応)

第7条 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障害者が、情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境づくりを行うよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第8条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針(以下「推進方針」という。)を定めるものとする。

- (1) 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及
- (2) 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 推進方針は、市が定める市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項に規定するものをいう。)、市町村障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定するものをいう。)その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない。

(意見の聴取)

第9条 市は、推進方針を策定し、若しくは変更する場合又は第4条の施策の実施状況を確認するために必要がある場合は、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供)

第10条 市は、障害者、コミュニケーション支援者及びこれらに関係する機関、団体等と協力して、市民が手話への理解を深め、及びコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めるものとする。

2 市は、公的機関又は事業者が、手話への理解を深め、又はコミュニケーション手段を

学ぶための学習会等を開催する場合においては、当該学習会等の開催を支援するものとする。

(コミュニケーション手段による情報発信)

第11条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに取得することができるようコミュニケーション手段を利用した情報発信を推進するものとする。

(公共施設等における啓発)

第12条 市は、広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関において、市民における手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発に努めるものとする。

(学校におけるコミュニケーション手段への理解の促進)

第13条 市は、コミュニケーション手段への理解の促進を図るため、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するものをいう。)において、コミュニケーション手段に接する機会の提供等に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 神戸市みんなの手話言語条例

手話は、ろう者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために使われてきました。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、手話は言語として認知されず、かつて多くのろう学校で手話が禁止されていました。そのため、様々な場面でろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

手話の使用が制限される状況において、なお、手話が発展してきたのは、手話がろう者の「アイデンティティー」であり、「いのち」であったからです。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していかなければなりません。

神戸市は、昭和52年に全国に先駆けて神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向け取り組んできました。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、神戸市は、市民みんなの手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合うまちを目指して、この条例を定めます。

### (目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、

ろう者及びろう者以外の者が，相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い，手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は，基本理念に対する理解を深め，手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は，基本理念に対する理解を深め，手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに，ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第6条 市は，次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか，この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は，障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は，施策の推進方針について，ろう者，手話通訳者その他関係者の意見を聴くため，これらの者との協議の場を設けなければならない。

（学校における理解の促進）

第7条 市は，学校教育の場において，基本理念にのっとり，手話に接する機会

の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例

平成 30 年 3 月 20 日

市条例第 33 号

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者基本法の改正により手話は言語であると規定されるなど障害者に関する様々な国内法が整備され、障害者を取り巻く状況は大きく変わってきている。このような状況に鑑み、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で互いに支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる市を目指すとともに、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進を図るため、この条例を制定する。

## (目的)

第 1 条 この条例は、手話は言語であるという認識に立ち、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進並びに手話等のコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに障害者とその障害特性に応じて情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として利用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 手話等のコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字その他の障害者が日常生活又は社会生活を営むに当たり必要とされるコミュニケーションの手段をいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更、調整等を行うことをいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者その他の障害者への伝達補助等を行う支援者をいう。

(基本理念)

第 3 条 手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進は、手話等のコミュニケーション手段が、障害者が生活をする上で必要不可欠であるという理解の下に、ろう者、中途失聴者、難聴者、視覚障害者その他の手話等のコミュニケーション手段を必要とする障害者とそれ以外の人が相互に人格及び個性を尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話等のコミュニケーション手段を利用する人が有している、障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるとの理解を基本として行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、社会において手話は言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、社会において手話は言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進に係る市の施策に協力するよう努めるとともに、障害者が手話等のコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第 7 条 市は、第 4 条の規定に基づき、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進を図るため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画において、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民に対する手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進
- (2) 障害者が情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成、確保等

2 市は、前項の方針を推進するために、予算の範囲内において、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、第 4 条の施策の実施状況を確認する必要がある場合は、障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(手話等を学ぶ機会の提供等)

第 8 条 市は、障害者、コミュニケーション支援者及び関係団体と協力して、市民の手話等のコミュニケーション手段を学ぶ機会の確保に努め、支援するものとする。

(手話等を用いた情報発信等)

第 9 条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話等のコミュニケーション手段を用いた情報発信を推進するものとする。

(公共施設における理解促進及び啓発)

第 10 条 市は、公共施設において、市民の手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進を図るための啓発を行うものとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 熊本市の手話言語条例

### 【 前文 】

ろう者は、情報の取得やコミュニケーションのための手段としてだけではなく、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うために必要な言語として、手話を大切に守り受け継いできた。

私たちが円滑な日常生活を営むためには、十分な情報を取得し、コミュニケーションを行うことが必要であるが、多くのろう者は、様々な場面で手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、必要な情報を得ることもコミュニケーションを行うこともできず、不便さや困難さを感じながら生活してきた。

こうした中で、長年の間、言語として社会的に認識されていなかった手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、言語として明確に位置付けられた。

手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築は、ろう者の意思疎通を円滑にし、市民の相互理解に欠かせないものである。

ここに、熊本市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的な事項を定め、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条約を制定する。

### 【 条文 】

#### (目的)

第1条 この条例は、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、手話が言語であることを市民が認識し、ろう者が手話を使用して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害のある者であって、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (2) 手話通訳士等 手話通訳士、手話奉仕員、手話奉仕員及び盲ろう者通訳・介助員をいう。

#### (基本理念)

第3条 手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民

が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として講ぜられなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、市民及び事業者並びに関係団体と連携して、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、手話に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、手話に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話通訳士等の確保及び養成に関する施策
- (3) 聴覚障害児及びその保護者等への支援に関する施策
- (4) 手話を使用した情報発信に関する施策
- (5) 聴覚障害の特性に応じた支援に関する施策
- (6) 災害時における支援に関する施策

2 市長は、前項の施策を実施するために必要な具体的な方針を定めなければならない。

3 市長は、前項の具体的な方針の策定に当たっては、ろう者、手話通訳士等その他の関係者の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の施策の実施状況を検証し、必要に応じて第2項の具体的な方針の見直しを行うものとする。前項の規定は、この場合について準用する。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。